フクシマガリレイ株式会社に対する勧告について

令和7年2月19日公正取引委員会

公正取引委員会は、フクシマガリレイ株式会社(以下「フクシマガリレイ」という。)に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)及び第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、フクシマガリレイに対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9120001050544
名 称	フクシマガリレイ株式会社
本店所在地	大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
代 表 者	代表取締役 福島 豪
事業の概要	業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売
資 本 金	27億6019万2496円

2 違反事実の概要

- (1) フクシマガリレイは、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、小売業者等に販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造を委託している(これらの事業者を以下「下請事業者」という。)。
- (2) フクシマガリレイは、年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているところ、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。
 - ア フクシマガリレイは、令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2176万2009円である(下請事業者34名)。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176(直通)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室

電話 03-3581-3374 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/

- イ フクシマガリレイは、令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価(以下「差引き後単価」という。)を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額255万944円である(下請事業者10名)。
- (3) フクシマガリレイは、下請事業者に対し、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及びフクシマガリレイが指定する納品伝票の作成費用であるとして、令和5年6月から令和6年7月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1622万8500円である(下請事業者154名)。
- (4) フクシマガリレイは、令和7年2月5日までに、下請事業者に対し、前記(2)ア及び(3)の行為により減額した金額並びに前記(2)イの行為により提供させた金額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) フクシマガリレイは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記 2 (2)ア及び(3)の行為が下請法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる行為に 該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減 じないこと
 - ウ 前記 2(2) イの行為が下請法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に該当し、 同項の規定に違反するものであること
 - エ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者 の利益を不当に害さないこと
- (2) フクシマガリレイは、今後、下請法第4条第1項第3号及び第2項第3号に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) フクシマガリレイは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 減額した金額及び提供させた金額を下請事業者に支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) フクシマガリレイは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 減額した金額及び提供させた金額を下請事業者に支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) フクシマガリレイは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

●下請取引の内容

自社が販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造委託

●違反行為の概要

価格協力

1 原価低減を図るため、書面で「価格協力」を要請

- 2 協力可否、協力方法、協力期間等を回答
- 3 2の回答内容に基づき、以下①又は②の行為を行った。
 - ①減額(注1)

下請代金の額から約2176万円(下請事業者:34名)を減額した。

②不当な経済上の利益の提供要請(金銭)(注2) 発注単価を差し引くことで約255万円(下請事業者:10名)を自己のために提供させた。

事務手数料

減額(注1)

電子受発注等に係るシステム使用料等として約1623万円(下請事業者:154名)を減額した。

※フクシマガリレイは、下請事業者に対し、減額した金額及び提供させた金額を支払済み。

(業務用冷

蔵

庫

マガ

公正取引委員会からの勧告内容

- ▶ 今後、減額及び不当な経済上の利益の提供要請を 行わないことを取締役会の決議で確認すること
- ▶ 下請法の遵守体制を整備すること など

(注1)下請代金の減額

- ・下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。
- ・値引き、協力金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、 また、**下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。**

(注2)不当な経済上の利益提供要請

下請法は、親事業者が自社のために、下請事業者に金銭や役務、 その他の経済上の利益を提供させ下請事業者の利益を不当に害す ることを禁止している。 1 下請法の概要 参考

〇 目的(第1条)

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

- 〇 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項~第8項)
 - a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託

親事業者 下請事業者 → │資本金3億円以下(個人を含む。) 資本金 3 億円超 ──▶│資本金1千万円以下(個人を含む。) 資本金1千万円超3億円以下

- ※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム 政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託(政令で定めるものを除く。) 親事業者 下請事業者 → │ 資本金 5 千万円以下(個人を含む。) 資本金5千万円超 資本金1千万円超5千万円以下 -▶ │資本金1千万円以下(個人を含む。)

- 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止事項 (第4条第1項、第2項)
 - a. 義務
 - (7) 書面の交付義務(第3条)
 - (イ) 書類の作成・保存義務(第5条)
 - (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
 - (エ) 遅延利息の支払義務 (第4条の2)
 - b. 禁止事項
 - (7) 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
 - (イ) 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
 - (ウ) 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
 - (I) 返品の禁止(第4条第1項第4号)
 - (オ) 買いたたきの禁止(第4条第1項第5号)
 - (h) 購入・利用強制の禁止(第4条第1項第6号)
 - (キ) 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
 - (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)
 - (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
 - (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)
 - (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)

2 参照条文

〇 下請代金支払遅延等防止法(抄)

(昭和三十一年法律第百二十号)

(定義)

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2~6 (略)

- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。)をするもの

二~四 (略)

- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定 する親事業者から製造委託等を受けるもの

二~四 (略)

9、10 (略)

(親事業者の遵守事項)

- 第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。
 - 一、二 (略)
 - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四~七 (略)

- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
 - 一、二(略)
 - 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 四 (略)

(勧告)

第七条 (略)

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、 その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、 その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきこ とを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるとは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを告するものとする。	